

高知県沿岸漁業改善資金保証料補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧										
<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業改善資金保証料補給要綱</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(保証料及び保証料補給率)</p> <p>第6条 沿岸漁業改善資金の保証料は基金協会が別途定めるものとし、保証料補給率は次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 609 981 895"> <tr> <td>(1) 新規就業者 (別表第3に定める者)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.84%</td> </tr> <tr> <td>(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年法律第58号) 第4条第3項の認定を受けた漁業者</td> </tr> <tr> <td>(3) (1) 及び (2) 以外の者</td> <td style="text-align: center;"><u>0.40%</u></td> </tr> </table> <p>第7条～第19条 略</p> <p>別表第1～第3 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	(1) 新規就業者 (別表第3に定める者)	0.84%	(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年法律第58号) 第4条第3項の認定を受けた漁業者	(3) (1) 及び (2) 以外の者	<u>0.40%</u>	<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業改善資金保証料補給要綱</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(保証料及び保証料補給率)</p> <p>第6条 沿岸漁業改善資金の保証料は基金協会が別途定めるものとし、保証料補給率は次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 609 1951 895"> <tr> <td>(1) 新規就業者 (別表第3に定める者)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">0.84%</td> </tr> <tr> <td>(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年法律第58号) 第4条第3項の認定を受けた漁業者</td> </tr> <tr> <td>(3) (1) 及び (2) 以外の者</td> <td style="text-align: center;">0.38%</td> </tr> </table> <p>第7条～第19条 略</p> <p>別表第1～第3 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>	(1) 新規就業者 (別表第3に定める者)	0.84%	(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年法律第58号) 第4条第3項の認定を受けた漁業者	(3) (1) 及び (2) 以外の者	0.38%
(1) 新規就業者 (別表第3に定める者)	0.84%										
(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年法律第58号) 第4条第3項の認定を受けた漁業者											
(3) (1) 及び (2) 以外の者	<u>0.40%</u>										
(1) 新規就業者 (別表第3に定める者)	0.84%										
(2) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年法律第58号) 第4条第3項の認定を受けた漁業者											
(3) (1) 及び (2) 以外の者	0.38%										